

大阪市 人權行政 基本方針

目次

INDEX

はじめに

1

人権行政の基本理念

3

1 人権の考え方の広がり

3

2 大阪市がめざす人権行政とは

3

3 人権行政の基本理念

4

人間主体のまちづくりの現状と取組

5

1 うるおいといきがいのあるまちづくりに向けた取組

5

2 直面する課題への取組

8

3 これまでの成果と課題

16

新たな人権行政推進のためのシステム

17

1 人権尊重を基礎とした業務の遂行と、施策の企画・運営システムの構築

17

2 人権行政推進のための体制

18

3 市民参加の促進

19

資料・・・人権に関する主な法制度・計画等の動き

23

はじめに

先の二度にわたる世界大戦、そして東西冷戦とその後の冷戦構造の崩壊という時代の流れの中で、大規模な国家間紛争は減少したとはいっても、宗教、民族、思想などに根ざす摩擦や紛争が跡を絶たない状況にあります。1948年に国際連合で「世界人権宣言」が採択されて以降、平和の基礎としての人権の伸長が、21世紀を迎えた今日、より一層重要であるということが世界の共通認識になりつつあります。

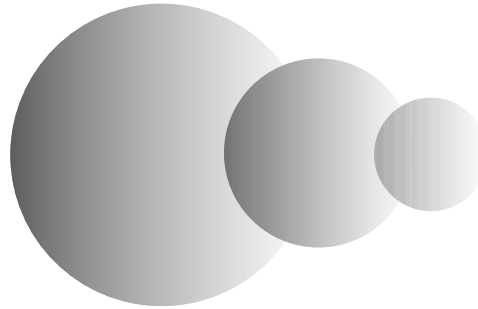
わが国においては、経済社会のグローバル化の進展や生産拠点の海外移転の進行により、国境を越えて人的な交流が進み、人権尊重を基礎として世界の人々とともに歩む姿勢が強く求められています。また、出生率の低下などによる急速な少子化などにより、21世紀初頭での人口減少、本格的な高齢社会の到来が確実視されているほか、情報分野での目覚ましい技術革新により高度情報化の一層の進展が予想されています。

「ものの豊かさ」に加え「心の豊かさ」へと国民の生活意識が変化し、人と自然とが共生することの重要性が認識されるとともに、人々の地域づくりへの関心が高まる中で、地方分権推進の大きな流れに沿って個性ある活力に満ちた地域

社会の構築が求められています。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化の進行に伴い、社会の構成員としての責任を自覚し、互いに助け合い、他者の人権をも尊重する公平・公正な共生社会の実現が必要不可欠となってきました。それは、自発的な行動を通じて自らの生活を高め、心豊かにいきがいを実感するボランティア・NPOなどによる市民公益活動の量的・質的な拡充として結実しています。行政としては、これらの市民公益活動の主体性・自立性を尊重しながら、パートナーとして連携し協力していくことがさらに重要になっています。

大阪市は、西日本の政治・経済・文化・情報などの中枢都市として機能しています。そして、住民ニーズに応えつつ、具体的な課題に対して、「大阪市総合計画21」に基づいて各行政分野で計画などの策定、実施に努めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される「国際人権都市大阪」の実現を目標とした施策を実施してきました。

しかし、今日なお、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、高齢者、子ども、女性の人権に関わる問題が存在しています。また、社会経済状況とともに人権をめぐる状況も変化し、プライバ



シーや一部の感染症に関する問題、性同一性障害等の性的マイノリティへの人権をめぐる問題、インターネットの急速な普及に伴う問題などさまざまな課題があり、他都市に比べて高齢者世帯や外国籍住民の比率が高いことなどの本市の特性にも留意しながら、人権が尊重される社会の実現をめざしていかなければなりません。

本市では、戦後50年に当たる平成7(1995)年に「世界の平和は、すべての人の人権を尊重するとともに、国籍・民族・歴史・文化などの違いを認め合い、多彩な交流と友好のきずなを結ぶ中で築いていくものである」とした「平和都市宣言」を行い、市民一人ひとりに平和と人権の尊さを伝え、国際社会の発展と平和に貢献する魅力ある国際平和・人権都市をめざして取組を進めてきました。また、人権尊重の社会づくりを進めるため平成9(1997)年8月に「大阪市人権教育のための国連10年行動計画」を策定、平成13(2001)年3月に同「後期重点計画」を策定し、全庁的な体制で人権教育・啓発の推進に努め、市民の人権意識の高揚に取り組みました。

市民のニーズが高度化・多様化し、行政が果

たすべき役割も増加しています。21世紀のキーワードである人権が、市民一人ひとりに確保される社会をめざすためにも単に対症療法的に対応するのではなく、市民ニーズを基礎としつつ人権尊重を基本に据えた体系的な施策を実施していく時代を迎えたことから、平成11(1999)年4月に人権尊重を基本として将来を見通した総合的な行政を推進するため「大阪市人権行政基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきました。

「基本方針」が策定されてから5年が経過し、平成12(2000)年4月には「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、人権行政を市政のなかに定着させるべく努め、施策を推進してきました。この間の社会状況の変化や、各施策の進捗などを踏まえ、この度「基本方針」の時点修正を行いました。今後とも「基本方針」で明らかにした人権行政の基本理念と方向性に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かでいきがいのある社会の実現をめざして、たゆまぬ努力を傾注してまいります。

人権行政の基本理念

1 人権の考え方の広がり

基本的人権、あるいは人権というのは、人が生まれながらに当然持っている権利のことを指します。「日本国憲法」が明らかにしているように、すべての人は憲法によってこのような基本的人権を保障されています(第11条)。

このような人権は、古くは1215年のイギリスの「マグナ・カルタ」に由来するものといわれていますが、アメリカでは1776年の独立宣言の中で宣言され、その後合衆国憲法に権利章典として付加され、そしてフランスでは1789年の人権宣言(「人及び市民の権利の宣言」)によって確認され、1791年憲法と一体となすものとして認められ、その後世界の各国に広まっていったものです。今では、このような人権は世界の多くの国々において憲法の中で保障されており、日本でも「日本国憲法」によって確認されているところです。

また、このような人権の発達の中で、もともと国家の権力によって侵害されないという自由権及び同意なくして課税されない権利など市民としての権利を中心に認められていた近代的な人権に加え、このような人権を確保するためには失業や貧困などをなくすことが必要であるとの認識から、国家には生存や福祉の実現が求められ、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利についても認められるようになりました。人権の考え方も時代によって拡大してきているといえます。

さらに、国際社会においても、1948年の「世界人権宣言」によって確認され、その後「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を

はじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などによって具体的な拘束力を持つ形で保障されてきています。そして、国際連合でも、「世界人権宣言」において謳われた諸権利を実現するための取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が示され、人権を知識として理解するだけでなくその実現のためにさまざまな取組が実施されました。

2 大阪市がめざす人権行政とは

地方自治体の役割は、「日本国憲法」の理念を地域において住民自治によって具体化していくことです。「日本国憲法」の基本理念は平和主義、民主主義、そして基本的人権の尊重であり、とりわけ基本的人権の尊重は地方自治体にとって最も住民に直結した課題です。

市民生活の中から生起するニーズに対し、行政は市民の信託に基づき、市民の協力を得ながらそのニーズに応えていく責務があります。行政施策は、もともと市民生活に直接・間接を問わず関わっており、これを推進していくことは住民の福祉を増進することであり、人権を尊重し、擁護していくことです。

人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことにほかなりません。

3 人権行政の基本理念

大阪市がめざす人権行政を推進するに当たっては「だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り拓き、自己の能力を発揮でき、いきがいのある人生を創造できる社会を実現していくこと」を基本理念としています。

このような基本理念に基づく社会を築いていくためには、行政はもとより、市民一人ひとりが主体的に努力していくことが必要です。そのためにも、市民自らが社会の構成員としての責任を持ち、一定のルールを守り、相互の人権を尊重していくことが求められます。

この基本理念を具体的に実現していくために、次の基準の達成を基本目標として施策を実施していくこととします。

(1) 「人間の尊厳」の尊重

人間は人間であるという、ただそれだけで至高の価値を持っています。こういった意味を持つ「人間の尊厳」こそが、人権を支える根拠となっています。

「日本国憲法」は、「すべて国民は、個人として尊重される（第13条前段）と規定し、また家族に関する法が「個人の尊厳」に立脚していなければならないと定めています（第24条）。「人間の尊厳」について明示的に言及していません。しかし、一般に、個人として尊重されるということは、それぞれが「一人の人間」として尊重されるということであり、これはすべての人の「人間の尊厳」を認

めたものだと考えられています。

したがって、行政施策においては、まず何よりも、「人間の尊厳」を尊重することが求められます。

(2) 平等の保障

すべての人は、一人の人間として平等に扱われる権利を有しています。このことは、まず本市の直接行う行政サービスについて、すべての人が平等な機会を保障されるべきことを意味します。また、教育や就職など、あらゆる生活分野においても、すべての人が平等な機会を保障されるよう行政として努めることが求められています。さらに、平等な機会の保障に当たっては、必要に応じ、それぞれの人の置かれている状況や状態に対応した措置をとることも求められます。

(3) 自己決定権の尊重

すべての人が「人間の尊厳」を持っているということは、すべての人が自己実現をめざし、自分の人生を自ら決定して生きていくことのできる人間として尊重されるべきだということを意味します。したがって、それぞれの人の選んだ生き方をそのようなものとして尊重していくことが必要となります。つまり、それぞれの自己決定権を尊重すべきだということです。このことは、画一的な価値観を押しつけるのではなく、一定のルールの中で人々の多様な生き方を受け入れ、それぞれがお互いの多様な生き方を認め合うことを意味します。

人間主体のまちづくりの現状と取組

大阪市はわが国のほぼ中央に位置し、京都、奈良などの諸都市と近接し、天然の水路、瀬戸内海に面するなど優れた地理的条件を備え、このため古くからわが国とアジアを中心とする海外諸国との交流の窓口、内外の人々の集まり活躍する場となり、政治・経済・文化・情報などあらゆる面において西日本の中核として、その発展を先導する重要な役割を果たしてきました。さらに、大阪の特性を生み出すもう一つの大きな要因は、進取・実践の気性に富む市民が主体となって、経済・文化活動や都市づくりが展開されてきたことです。

人権の時代といわれている21世紀を迎え、本市は長期的な展望のうえに立って、新たな発展を先導する都市・大阪をつくりあげていくため、「人間として等しく尊重され、生涯を通じて安心して豊かな生活ができ、いきがいを追求でき、世界に開かれたまち」をめざして、各行政分野の「審議会」や「協議会」などにおいて、市民・学識経験者などの幅広い意見を聴き、市民との協働を視野に入れながら施策を進めています。

1 うるおいといきがいのあるまちづくりに向けた取組

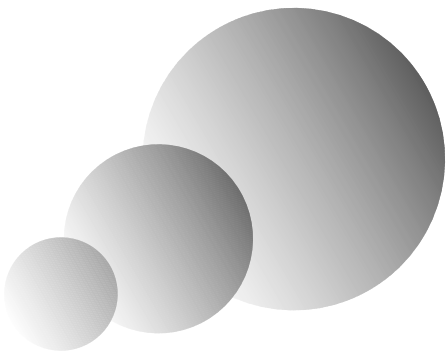
(1) 安心して暮らせるうるおいのあるまち

ア. 本市では、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにし、平成5(1993)年4月にバリアフリーの観点を買いた「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を策定しました。そして同「要綱」に基づき、市民が使用する建築物、道路、公園、交通機関などにおいて、障害のある人・高齢者が利用することができるよう出入口や道路での段差解消、エレベーターや便所の設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、整備基準を設けて施策を推進し、平成15(2003)年2月には「市営交通バリアフリー計画」を策定し、市営交通のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、人にやさしい住まいづくりの観点から、高齢者や障害者向け住宅施策を進めるとともに、既存市営住宅へのエレベーターや手摺りの設置などの改善にも努めています。

イ. 市民が安全で快適に暮らせる、人と環境にやさしいまちづくりを進め、大阪をよりよい都市として将来の市民に引き継いでいくために、平成7(1995)年3月に「大阪市環境基本条例」を制定しました。

平成7(1995)年5月には、条例の基本理念の実現に向け、都市レベルで市民・企業・行政が一体となり、地球環境保全を進めるための行動指針、行動目標を定めた「地球環境を



守る身近な行動指針(ローカルアジェンダ21 おおさか)」を策定しました。また、平成14(2002)年8月には、市民・企業・行政が協働して地球温暖化対策を推進するため、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス排出抑制の取組を進めています。

平成8(1996)年8月には、条例にもとづき、「快適」「地球環境」「循環」「協働」の4つを基本とした、環境の保全と創造に関する施策の方針を定めた「大阪市環境基本計画」を策定し、さらに平成15(2003)年2月には、ヒートアイランド現象・土壌汚染など、今日の多様化する環境問題に対応するため、「第 期大阪市環境基本計画」を策定し、「環境先進都市大阪」の実現に向け、総合的、計画的に環境施策を推進しています。

- ウ. 平成7(1995)年1月に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は、多くの人命を奪い、住家やライフラインをはじめとする都市基盤に甚大な被害をもたらしました。本市では、この震災を教訓として市民の生命・身体・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、「大阪市地域防災計画」の抜本的見直しを行い、平成9(1997)年7月に「大阪市地域防災計画 震災対策編」を、平成10(1998)年7月には、「大阪市地域防災計画 風水害等対策編」を策定しました。さらに、これらの計画については毎年検討を行い、必要に応じて適宜修正を行うことにより災害に強いまちづくりを進めています。

また、平成14(2002)年4月から施行した「大阪市安全なまちづくり条例」に基づき、「大阪市安全なまちづくり基本計画」を策定し、安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような中、自然災害のほか大規模な事故、事件やテロ、新興感染症などにより、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急事態への対処措置を迅速かつ総合的に実施するため、各局を指揮し全庁的な総合調整を行う体制として、平成16(2004)年4月に危機管理監、及びその補助機関として危機管理室を設置しました。

- エ. 本市では、市民の相談窓口を担当局・区役所に開設し、生活・法律・教育・女性・高齢者・障害のある人などに関する相談を各行政分野にわたって実施し、これらの相談内容を統計化し、市政に反映しています。また、平成14(2002)年9月から各区役所に人権相談窓口を設置し、人権にかかる市民からのさまざまな相談に対して、適切な助言と情報提供を行い、事案に応じては、他の専門相談機関へ紹介、取次ぎを行うなどにより、問題解決の支援を行っています。

(2)心豊かでいきがいのあるまち

- ア. 本市では、平成4(1992)年2月に「生涯学習大阪計画(目標年次:平成17(2005)年)を策定し、「人間尊重の生涯学習都市・大阪」の実現

人間主体のまちづくりの現状と取組

をめざし、市民の自主的な活動などをベースとした生涯学習支援システムの構築を進めています。

また、市民一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりを進めるため、啓発事業に取り組んでいます。平成9(1997)年8月に「大阪市人権教育のための国連10年行動計画」、平成13(2001)年3月には「大阪市人権教育のための国連10年後期重点計画」を策定し、人権教育・啓発を推進してきました。「人権教育のための国連10年」は平成16(2004)年末に終了しましたが、これまでの成果や課題を踏まえ、平成17(2005)年4月に策定した「大阪市人権教育・啓発推進計画」に基づき引き続き人権教育・啓発の取組を継続的かつ体系的に推進してまいります。

また、民間団体などの協力も得て大阪府とともに、昭和60(1985)年に「大阪人権博物館(リバティおおさか)」を、平成3(1991)年に「大阪国際平和センター(ピースおおさか)」を、平成6(1994)年に「アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)」を開設し、人権情報の発信などを行っています。

- イ. 未曾有の大災害をもたらした兵庫県南部地震は、ボランティア活動に新しい息吹を与え、市民参加の活動を広く根付かせるきっかけとなりました。またこれを契機として、ボランティア活動に対する認識は、従来の「奉仕活動」から社会の一員として活動することを通じ生きがいを創造し実感する「自己実現を図る手段」へと転換してきています。

本市では、平成8(1996)年1月に「大阪市ボランティア活動懇話会」から提言を受けて以降、検討を重ね、広範な分野にわたるボランティア活動支援施策を総合的、体系的に推進するため、平成10(1998)年4月には市長を委員長とする全庁的組織として「大阪市ボランティア活動支援推進会議」を設置し、平成11(1999)年2月に「市民のボランティア活動支援指針」を策定しました。

また、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動などを行う市民団体に法人格を付与することにより、その活動を促進することを目的とする特定非営利活動促進法(NPO法)が、平成10(1998)年12月に施行され、NPO活動を積極的に推進するための環境整備が図られました。

本市においても、平成13(2001)年2月にボランティア活動と個々のボランティア活動の場を提供する組織体であるNPOの活動も含めた市民公益活動を推進するため「市民のボランティア活動支援指針」との整合性を図りながら「大阪市市民公益活動推進指針」を策定し、また、市民公益活動を総合的に推進する組織として、「大阪市ボランティア活動支援推進会議」を「大阪市市民公益活動推進会議」に改組し、市民公益活動への支援を行うとともに、各行政分野における市民との協働の推進に取り組んでいます。

(3) 世界に開かれた交流のまち

国際社会の新たな動向や、本市を取り巻く状況に的確に対応していくため、平成9(1997)年に策定した「大阪市国際化推進基本指針」を平成14(2002)年3月に改定し、「魅力ある都市情報の世界への積極的な発言」、「都市ネットワークの形式と充実」、「都市特性を活かした特徴ある国際協力の推進」、「市民主体の交流・協力と地域における国際化の推進」、「世界から訪れる人々が快適に活動できるまちづくり」の5つの方向のもと、国際化施策の推進を図っています。

2 直面する課題への取組

(1)

本市の人権問題への総合的な取組は、同和行政から始まりました。それは、部落差別の結果として社会的な矛盾が同和地区に集中的かつより深刻に存在したためにほかありません。本市では、昭和46(1971)年7月に「大阪市同和対策推進協議会」を設置し、同和問題の早期解決をめざし、同和行政を積極的に推進した結果、地区の実態は著しく改善され、地区住民の生活も安定・向上しました。

また、同和問題の解決のためには、人権問題についての市民の理解が極めて重要であるとの考えのもとに、人権啓発活動に積極的に取り組み、その結果、市民全体の人権意識の高揚にもつながってきました。さらに、教科書の無償制度のように一般施策化された例や、一般施策の充

実という形で結実した例があります。これは、同和行政の成果が広く一般施策にも及んだものです。

しかし、平成12(2000)年に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」の結果などから、教育、就労、福祉などの分野での課題がみられることや、市民の同和問題に関する理解は相当に進んできてはいるものの、結婚や就職、不動産の購入などに際して忌避的な態度がみられるとともに、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に違反する身元調査など、部落差別事象も跡を絶たない状況にあり、今なお差別意識の解消は十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

平成13(2001)年には「大阪市同和対策推進協議会」から「大阪市における今後の同和行政のあり方について意見具申(同推協意見具申)」が出され、このような残された課題と、今後取り組むべき方向について示されました。

平成14(2002)年3月末で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が法期限を迎え、本市では、同和地区及び同和地区住民に限定した特別措置としての同和対策事業については、所期の目的を達成したことから終了しました。

法期限後は、「同推協意見具申」を尊重し、差別の結果として生じている格差の是正のみならず、差別を生み出している原因を取り除いていくという視点に立って、これまでの成果を損なうことなく、同和問題を人権問題という本質から捉え、人権行政を総合的に推進する中で一般施策を有効・適切に活用して残された課題の解決をめざしています。

人間主体のまちづくりの現状と取組

また、昭和45(1970)年に条例設置した「解放会館」については、平成12(2000)年4月に条例改正を行い「人権文化センター」に名称変更するとともに、地域住民の自立支援のための総合的な相談機能、地域における人権啓発センターとしての機能、住民交流の拠点としてのコミュニティセンター機能を発揮する施設として位置づけ、取組を進めています。

(2)

本市における外国人登録人口は、総数約12万2千人注1であり、平成15(2003)年12月末現在の他の政令指定都市と比較しても多く、その約74%を韓国・朝鮮籍の住民が占めていますが、近年においては急速な国際化の進展に伴い、新たに滞在・居住する外国籍住民が増加しています。本市では、市域に居住する外国人は地域社会を共に構成する「外国籍住民」であるとの観点から、平成6(1994)年11月に「大阪市外国籍住民施策有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、有識者会議から平成9(1997)年に「大阪市における今後の外国籍住民施策のあり方について」の提言を受けました。そして、平成10(1998)年3月に「大阪市外国籍住民施策基本指針」を策定し、「外国籍住民の人権の尊重」、「多文化共生社会の実現」、「地域社会への参加」を目標として掲げ、共生社会の実現をめざして、行政各分野における施策を総合的・効果的に推進してきました。

注1 【総数約12万2千人】

約12万2千人<平成15(2003)年12月末日現在:市民局調べ>の国籍の内訳は、韓国・朝鮮91,541人、中国19,159人、フィリピン2,317人、ブラジル1,592人、アメリカ1,134人、タイ668人、オーストラリア650人、イギリス567人、ペルー442人、その他3,993人となっています。また、平成15(2003)年12月末現在の政令指定都市における外国人登録者数と対人口割合は、ともに大阪市が1位となっています。参考に、外国人登録者数の2位は横浜市であり、対人口割合の2位は京都市となっています。

しかし、近年の本格的な国際化の進展の中、外国籍住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化し、外国籍住民に関する福祉や医療、住宅、雇用や教育などさまざまな分野での課題が顕在化しており、言葉や文化、生活習慣の違いなどから外国籍住民が社会的に孤立したり、トラブルが生じたりすることもあるため、外国籍住民が言葉の問題などで不利益を被ることなく、市民サービスが適切に提供され、外国籍住民にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。これらの課題を踏まえ、有識者会議では、平成13(2001)年度に外国籍住民施策検討に係る生活意識等調査などを実施し、平成15(2003)年6月に「大阪市における今後の外国籍住民施策の見直しについて」の提言を取りまとめました。本市ではこの提言の趣旨を踏まえ、平成16(2004)年3月に「大阪市外国籍住民施策基本指針」を改定しました。改定した指針では、前指針の3つの「目標」を踏襲しつつ、今後取り組む施策の方向等を明らかにしました。この指針に基づき、計画的な施策の実施により、新たな社会情勢の変化等に的確に対応した外国籍住民施策を総合的かつ効果的に推進しています。

(3)

本市には、約14万5千人注2の障害のある市民が生活しています。

本市では、国際連合が提唱した昭和56(1981)年の国際障害者年を契機に、障害者施策を総合

的に推進するため、昭和58(1983)年を初年度とし、それに続く10か年を展望した「障害者対策に関する大阪市長期計画(昭和63(1983)~平成4(1992)年)を策定して、障害者施策の基本的方向を明らかにし、障害者施策の具体的な推進を図ってきました。

平成5(1993)年12月に「心身障害者対策基本法」の一部改正が行われ、法律の名称が「障害者基本法」に改められ、精神障害者も障害者として位置づけられました。平成6(1994)年3月には新たな長期的展望に立った「障害者支援に関する大阪市新長期計画(平成5(1993)年~平成14(2002)年度)を策定し、障害のある人の社会への「完全参加と平等」の目標に向けて、ノーマライゼーションの実現を図るため、その基本的な考え方として人権尊重の視点をより明確にしました。また、平成10(1998)年4月には、同「新長期計画」の具体化を図るため重点施策実施計画として「大阪市障害者支援プラン」を策定し、具体的な数値目標を掲げ、各種施策の充実に取り組んできました。

この間、国では社会福祉制度について抜本的な見直しが行われ、社会福祉の目的を「限られた者の保護・救済」から「社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」と規定し、「サービスの利用者」と提供者の対等な関係」「利用者本位の考え方に立った地域での総合的な支援」などを基本的方向として、平成12(2000)年に関係法令の改正がおこな

注2 【約14万5千人】

内訳は、平成16(2004)年4月1日現在で、身体障害者(児)が約103,000人、知的障害者(児)が約13,000人、精神障害者が約29,000人となっています。

注3 【施設コンフリクト】

障害や障害のある人について十分理解されないために、施設の設置に際し、地域で反対があることなどにより、施設の整備が進まないこと。

われました。こうした動向を踏まえ、平成15(2003)年3月には、障害のある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画として「大阪市障害者支援計画(平成15(2003)年度~平成24(2012)年度)」を、平成16(2004)年1月には、数値目標を掲げた前期5ヵ年の「重点施策実施計画」を策定しました。「大阪市障害者支援計画」では、障害のある人が持てる力を発揮し地域社会の一員として自立した生活ができる大阪をめざし、「個人としての尊重」「権利実現に向けた条件整備」「地域での自立生活の推進」を基本方針としています。

また、障害のある人などに対する財産搾取などの人権侵害に対応するため実施している地域福祉権利擁護事業などをはじめ、障害や障害のある人について正しく理解し、理解不足から生じる偏見や差別を解消するための取組や、いわゆる施設コンフリクト注3 解消の取組、また「ひとにやさしいまちづくり」をはじめとした生活環境の整備など、施策の推進にあたって、「推進基盤」及び「権利擁護と当事者活動支援」「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「就業支援」「教育・保育」「保健・医療」の7つの分野について、現状と課題を整理し基本的な方向性を示しています。

この計画の着実な進捗を図るため、障害者施策を全庁的に取り組むために設置した「大阪市障害者施策推進本部」のもと関係部局と連携し施策を推進しています。

人間主体のまちづくりの現状と取組

(4)

本市における65歳以上の高齢者は、平成12(2000)年国勢調査によると約44万5千人(対総人口比17.1%)であり、全国(対総人口比17.3%)と比較してほぼ同じ状況であります。

しかし、世帯構造別に見ると65歳以上の高齢者がいる世帯に占める単独または夫婦のみ世帯の割合は61.7%と全国平均が46.6%であるのに対して高い状況にあります。

本市では、平成2(1990)年に21世紀に向けた高齢社会対策の長期指針として「いきいきエイジング みおつくしプラン」を策定するとともに、「大阪市高齢者保健福祉計画」を平成5(1993)年に策定し、総合的な保健福祉施策の展開を図ってきました。その後、高齢者人口の急激な増加などに伴い、高齢者とその家族形態等に大きな変化が見られたことから、平成9(1997)年に計画の総合的な見直しを行いました。介護保険制度の創設などもあり、平成12(2000)年には「大阪市介護保険事業計画」との調和を図った「大阪市高齢者保健福祉計画」を策定しました。また、平成12(2000)年には、高齢者施策を全庁的に取り組む組織として設置していた「大阪市いきいきエイジング推進本部」と「大阪市介護保険制度推進本部」を統合し、新たに「大阪市高齢者施策推進本部」を設置し、より効果的な高齢者施策推進の体制整備を図りました。

さらに、「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」、「大阪市いきいきエイジング懇話会」、「大阪市介護保険事業計画策定委員会」の三つを統合し、新たに「大阪市高齢者施策推進委員

会」を平成12(2000)年12月に設置しました。

平成15(2003)年には、これらの新たな体制のもと、はじめて計画の見直しを行い、平成15(2003)年度から平成19(2007)年度までを計画期間とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに過ごすことのできる社会、また、高齢者一人ひとりの人権が尊重され、差別を受けることなく暮らせる社会の実現などをめざし、「健康でいきいきとした豊かな生活の実現」、「個々人の意思を尊重した生活の実現」、「安全で快適な生活環境の実現」、「利用者本位のサービス提供の実現」の四点を基本方針としています。

本市では、この計画に基づき、市民との協働による地域ネットワーク活動の活性化など地域支援システムの充実、認知症の高齢者やその介護家族への支援施策や権利擁護の問題などに対応するための支援策の充実など、高齢者施策の総合的な推進を図ることとしています。

(5)

わが国は、平成6(1994)年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准し、子どもの基本的人権の尊重や、子どもの最善の利益の尊重等に向け社会全体が最大限努力することとしています。

本市の平成12(2000)年の合計特殊出生率注4は1.23となっており、全国平均(1.36)を大きく下回っています。平成12(2000)年国勢調査結果では、15歳未満人口は32万8千人(総人口比の12.6%)であり、総人口に占める割合は東京都区部に次いで低く、少子化が一層進んでいる状況になっています。その背景としては、結婚や家族に関する意識の変化、核家族化などによる家庭・地域における子育て機能の低下や子育てに対する不安・負担感の増大が考えられます。また、都市化の進行により地縁的なきずなが弱まるなど、地域社会の中で子どもが大人から学ぶ機会や、遊びなどを通じて異年齢集団の中で子どもたちの心の成長を促す機会も減少してきていると指摘されており、これらがあいまって「いじめ」や不登校、非行、子どもへの虐待などの今日的状況を生み出していると考えられます。

本市では、平成10(1998)年3月に、すべての子どもの人権が尊重され、子どもが人間性、国際性、創造性豊かにすくすくと育つことができるまちをめざし、子ども自身の育つ力、家庭の育む力、地域社会の支える力を支援するために、「大阪市児童育成計画 なにわっ子すくすくプラン」を策定するとともに、全庁組織として「大阪市児童育成計画推進本部」を設置し、総合的に施策を推進してきました。この「なにわっ子すくすくプラン」は平成17(2005)年度に目標年度を迎えることから、同時に目標年度を迎える「大阪市青少年育成計画(アクティブユース21)」とあわせ、出生から成人になれるまでの諸施策を体系化し、改訂することとしています。

注4 【合計特殊出生率】

1人の女性が一生の間に出産する平均の子ども数で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値です。

近年、とりわけ重大な人権侵害である児童虐待がわが国で深刻な社会問題となっており、国の「児童虐待の防止等に関する法律」や児童福祉法の理念を踏まえ、平成13(2001)年に虐待防止・早期発見・早期対応・アフターケアの各段階に応じた効果的なネットワークを図るため、本市及び関係行政機関等と連携を図る「大阪市児童虐待防止連絡会議」及び「区児童虐待防止連絡会議」を設置し施策を推進しています。

近年の離婚の増加等により、ひとり親家庭で養育される子どもが増えています。平成17(2005)年3月に策定した「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭が社会における家族形態のひとつとして理解され、ひとり親家庭の親や子とその家族形態によって差別や偏見を受けることがないよう教育・啓発活動などの取組を推進するとともに、ひとり親家庭に対する総合的な自立支援の推進を図っています。

平成15(2003)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市においても地方公共団体に義務付けられた「大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図っています。

(6)

本市においては、昭和50(1975)年の「国際婦人年」以降の国における取組とも連携を図りつつ、女性施策を積極的に推進してきました。

昭和52(1977)年には、「大阪市婦人問題懇

人間主体のまちづくりの現状と取組

話会」を設置し、その提言に基づき、昭和58(1983)年に「すべての人の人権が尊重され、どの人もが長い人生をあらゆるステージでいきいきと生き得る、真に豊かな社会を構築する」ことを基本理念として「大阪市婦人施策に関する基本計画」を策定しました。

平成5(1993)年には、同「計画」の理念とその後の10年間の成果を継承した「第2次大阪市女性施策に関する基本計画」を策定し、平成10(1998)年に「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保」という視点を明確にして、同「第2次基本計画」を見直し、「大阪市男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権尊重を基本とした施策を実施してきました。

国においては、平成11(1999)年に、「男女共同参画社会の実現を21世紀におけるわが国社会の最重要課題」と位置付けた「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成についての基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、平成12(2000)年には、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会形成に向けての取り組むべき施策を明らかにしました。

本市においても、施策の進捗状況や社会経済状況の変化、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」等を踏まえ、平成14(2002)年2月に「大阪市男女共同参画プラン」を改訂し、施策を推進しています。

また、男女共同参画の推進に関し、「基本理念」「本市、市民、事業者の責務」及び施策の基本事項を定めた「大阪市男女共同参画推進条

例」を平成15(2003)年1月に施行し、同条例に基づき、平成15(2003)年4月に市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制のもと男女共同参画施策の推進に努めています。さらに、同年8月には「大阪市男女共同参画審議会」を設置し、基本計画の策定に向け、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について調査・審議を行うほか、同年7月より「大阪市男女共同参画施策苦情処理制度」を創設し、市民からの男女共同参画に関する施策の苦情を受け付けるとともに、適切な処理に努めています。男女平等の豊かな社会の実現をめざし、女性の社会参加と自立を支援する施設として開設された「女性いきいきセンター」については、平成13(2001)年4月より「男女共同参画センター」に名称変更し、平成13(2001)年11月に「男女共同参画センター中央館(クレオ大阪中央)」が開設され、クレオ大阪5館体制が整い、市民の活動拠点として、また施策を具体化する中核施設として、男女共同参画社会の形成をめざして総合的に取組を推進しています。

一方、「女性に対する暴力」は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。なかでもドメスティック・バイオレンス(DV)について、国は、「男女共同参画基本計画」において、「夫・パートナーからの暴力を社会的問題と認識し、積極的な公的対応を取ることが急務である」として、その具体的な施策を示すとともに、平成13(2001)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」を

制定、平成16(2004)年6月には同法を改正しました。この法律では、DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを明らかにし、DVの防止や被害者の自立支援を含めた保護を国と自治体の責務と位置づけています。

本市においても、DVは、女性の人権を脅かす重大な問題であるとの認識のもと、平成14(2002)年4月から、各区保健福祉センターにおいて被害者の相談に対応するとともに、男女共同参画センターにおいて専門相談を実施するなど施策の充実に努めています。

また、DV相談については、相談者の抱える課題が多岐にわたっており、専門機関との緊密な連携のもと、一体的かつ継続的な対応が不可欠であることから、平成14(2002)年8月に大阪市や大阪府、大阪府警、民間機関などの参画により「大阪市DV施策ネットワーク会議」を設置し、被害者支援の取組を進めています。

(7)

以上、述べてきたことに加えて、現在の日本の社会には多くの人権に関わる問題が存在していますが、今後とも、人権尊重の視点を踏まえて、検討していく必要があります。

民族や出身地による文化の違いや歴史的経緯から派生する課題として、アイヌ民族などへの偏見や差別があります。

古い日本的な慣習に起因する世間体や家意識に基づく課題として、例えば、ひとり親家庭の子ども、婚外子や児童養護施設の出身者に対す

る偏見があります。また、刑を終えて出所した人や執行猶予者、少年院などの更生施設にいた人、マスコミなどで容疑者として報道された人、その家族・親族に対する偏見があります。また、犯罪の被害者やその家族等が、被害自体とともに、その後の捜査や裁判でのストレスに加え、興味本位なマスコミの報道等で二次的な被害を受けるという実態もあります。平成12(2000)年5月に「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」が公布、同年11月に施行され、犯罪被害者やその家族が裁判に主体的に関わる道が開かれましたが、今後も犯罪被害者やその家族に対する理解を深め、人権に配慮していくことが大切です。

HIV感染者、エイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、偏見や差別意識があり、そのことが原因となって、社会生活のさまざまな場面で人権問題となっています。ハンセン病についても、療養所に入所している人のハンセン病は治癒していますが、すでに高齢であることや、失明や手足の変形などの後遺症を有していること、さらに長期間社会から隔離された生活を送っていたこと、今もなお社会に根強く残っている偏見や差別意識などから、社会復帰が困難な状況にあります。HIV感染者、エイズ患者やハンセン病回復者等に対する偏見や差別をなくし、正しい理解を深めるため、NPO等と連携して啓発の取組を進めています。

職業に対する偏見などを主たる原因に、清掃労働をはじめとした現業労働者に対する職業差

人間主体のまちづくりの現状と取組

別も存在します。そして、昨今、悪質な金融業者などの取り立てによる自殺者の増加、高齢者等に対する詐欺や悪質な業者による執拗な勧誘等の消費者問題に関わる人権問題が増加しています。

西成区では同和問題、あいりん問題、定住外国人への差別等さまざまな人権問題があり、これらが互いに重なり合って「西成」に対する差別と偏見が生み出され、このことを背景に西成区民に対する人権侵害につながる可能性があります。このような差別の撤廃に向け、計画的に取り組んでいく必要があります。

現下の厳しい経済情勢により、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。全国調査では、全国の野宿生活者数は25,296人(平成15(2003)年1~2月現在)であり、そのうち大阪市は6,603人と全国で最も多い都市となっており、野宿生活者に関するさまざまな問題の早急な解決が求められています。大阪市の実状に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、もって、野宿生活者の自立を積極的に促すとともに、新たに野宿生活になることを防止するなど、野宿生活者に関する問題の解決を図るため、平成16(2004)年3月に「大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画(平成16(2004)年度~平成20(2018)年度)」を策定し取組を進めています。

今日、プライバシーの概念は、当初の「そっと一人にしておいてもらう権利」という権利から、より積極的な概念である「自らの情報を自らが管

理する権利」即ち「自己情報コントロール権」として広がりを見せています。この間、急速な情報化の進展に伴い、個人情報を取り巻く社会情勢が大きく変化し、個人情報を利用する必要性も増大する一方で、個人情報の保護やその侵害に対する救済についての市民的な関心も高まっています。そのような中で、平成15(2003)年5月に「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、平成16(2004)年10月には「大阪市個人情報保護審議会」から「個人情報保護制度の見直しについて」の答申を受け、平成17(2005)年4月から「大阪市個人情報保護条例」を改正し施行しています。今後も、市民の個人情報保護に向けて、同「条例」の周知などの取組を進めます。

これらさまざまな課題に関わって、落書きや発言などの言動による差別事象が発覚しており、その対象とされた人々に大きな精神的苦痛を与えている状況があります。本市においても、このような人権侵害事象に的確に対応し、人権啓発に努めていますが、跡を絶たないのが現状です。

情報ネットワークの発展によって、情報の発信が容易になり、その範囲が広がっていることから、人権を侵害する情報や有害な情報なども今まで以上に大きな影響を与える可能性があります。

今後、科学技術の発展に伴い、遺伝子研究などの分野で生起する問題も考えられます。

性同一性障害の人の人権問題にかかわって、平成15(2003)年7月に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が公布、平成16(2004)年7月に施行されましたが、性同一

性障害をはじめ性的指向等にかかる偏見や差別意識があり、性に対する多様なあり方についてより理解を深めていく必要があります。

基本的な市民権利を侵害し、個人の将来への希望さえも奪うような就職差別や身元調査などをはじめ、悪質な差別事象をなくしていくため、全庁的な取組を進めています。

これらのように、さまざまな人権問題が存在し、また、今後新たに生じてくる人権問題についても、人権教育・啓発をはじめ、あらゆる施策において人権尊重の視点からその問題の解決に向けた取組を進めていかなければなりません。

3 これまでの成果と課題

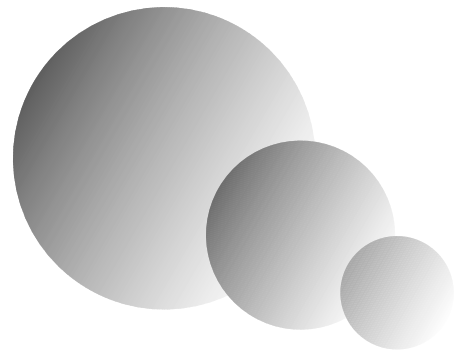
本市においては、人権に配慮しながらまちづくりに共通する課題として、バリアフリーの都市整備、環境保全、防災計画などを進め、また、生涯学習、人権啓発、国際交流などの施策を実施してきました。

直面する人権問題の課題については、その解決に向けて課題ごとに全庁的な推進体制を設置し、施策を展開し一定の前進を図ってきました。

こうした取組による成果を十分に踏まえ、各行政分野における課題を人権尊重の視点から捉え、課題相互間の関連性なども視野に入れながら、総合的・体系的な施策として推進し、人権行政として施策を展開するため平成11(1999)年4月に「大阪市人権行政基本方針」を策定しました。また、平成12(2000)年4月には「大阪市人権尊重

の社会づくり条例」を制定し人権施策を推進しています。こうしたことから、近年の社会経済状況や、人権の考え方が広がり、人権をめぐる状況の変化にも対応しつつ、「大阪市雇用施策推進プラン(基本計画)」、「大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画」、「大阪市地域福祉計画」においても、基本的人権を尊重する視点から計画を策定し、取組を進めています。

今後ともこの基本方針に基づき、人権行政の基本理念の実現に向け、本市人権行政の推進体制を有効に機能させながら人権施策推進本部により人権行政の進捗管理を進めるとともに、各種の施策が人権尊重を基礎として展開されるよう施策の企画・運営システムを構築していく必要があります。



新たな人権行政推進のためのシステム

人権問題は環境問題とともに、人類共通の重要な課題であるとの認識が地球規模で共有されつつあり、また地域自らの創造性と主体性を最大限に発揮しなければならない地方分権の時代を迎えています。市民の日常生活に関わっている地方自治体の行政施策の推進に当たっては、人権を尊重し、擁護することが特に求められており、対症療法的な対応でなく、政策課題の設定から施策実施までのすべての分野にわたって変革していくことが重要です。

そのためには、人権尊重を基礎とした施策を総合的・体系的に推進する全庁的な体制として設置した「大阪市人権施策推進本部」及び「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「大阪市人権施策推進審議会」など人権行政推進のための体制の整備とともに、行政運営、施策を立案・実施する過程そのものに人権尊重の理念を軸としたシステムを確立していくことが重要です。

また、人権行政を展開していくに当たっては、各行政部局が有機的連携を図り、これまで総合的に取り組んできた同和行政で培われた実績を積極的に活用していくことに留意していくべきです。

さらに、真の意味で人権が尊重される社会を実現するためには、市民が人権問題に関心を持ち、市民一人ひとりが自らの問題として主体的に努力することが重要です。そのためにも、各分野の施策の進捗状況を市民に広く情報提供します。また、市民の理解と協力を得ながら施策を進めていくために、行政の公平性・透明性の確保に努めなければなりません。

1 人権尊重を基礎とした業務の遂行と 施策の企画・運営システムの構築

(1) 人権尊重を基礎とした業務の遂行

本市は、人権行政の基本理念の実現という目的を達成するために、すべての政策決定から行政運営、施策の全過程において、「『人間の尊厳』の尊重」「平等の保障」「自己決定権の尊重」の3つの基準（以下「基準」という）に基づき人権行政を推進していきます。人権行政とは、特定の部局のみが実施するものでなく、福祉、教育、医療、都市計画、住宅や道路整備などのすべての行政分野において、市民と接する広報、窓口相談を含むあらゆる職務にわたって、全部局、すべての職員が市民の立場に立って、それを遂行する責任を負っています。また、日常業務は、法令・要綱などの趣旨・目的に沿うマニュアルや慣行に基づき実施していますが、職員は常にこれらを入権尊重の視点から検証し、必要に応じて積極的に工夫・改善を行っていかねばなりません。

(2) 施策の企画・運営のシステム

本市の人権行政を推進し、心豊かでいきがいのある市民生活を築きあげていくために、市政のすべての分野にわたって基本理念を具体化する「基準」を踏まえて、次のような施策の企画・運営のシステムを構築します。

ア. 現状の分析と政策課題の設定

施策の立案に当たっては、各分野における広聴活動、各種調査などを実施しながら、「基準」に沿って現状を分析し、政策課題を設定します。

イ. 施策の企画・検討

個別施策の立案に当たり、それらの課題に対応するため「基準」を織り込んだ施策を企画・検討します。すでに策定された計画・施策などについても「基準」に基づき必要に応じて見直します。

ウ. 施策の策定と実施

施策は、「基準」に基づき明確な目的・目標を立て、より効果的で実効あるものを策定します。施策を実施する事業の優先順位などの決定時においても、この「基準」が考慮されなければなりません。また、既存の施策は「基準」に照らし、必要に応じて適切に改善します。施策の実施は、具体的な事務事業として展開され、そのすべての過程において「基準」を踏まえ業務を進めていきます。

施策を実施する際には、その内容を市民に対して適切に情報提供し広報に努めます。そのことは、市民が具体的に人権問題を知り、身近なものとしてとらえる機会の拡大にもつながり、より効果をあげるためにも施策の実施と市民啓発を一体的に推進します。さらに、施策の実施に際してNGO・NPO注5などのボランティアの自主的な活動との連携も重要となっています。

エ. 施策の事業効果についての評価・検証

実施した施策は、「基準」に基づき、その事業効果について評価・検証します。そのために各事業内容に則したチェック項目を定めます。評価・検証した結果を企画・検討の段階にフィードバックし、次の施策に活かします。

2 人権行政推進のための体制

(1) 大阪市人権施策推進本部

人権行政は、総合的・体系的・効果的に推進することが求められております。特に今日、社会が多様化・複雑化・高度化していることから、市政全般の各施策を総合的に推進することが極めて重要です。

本市では、人権が尊重される社会の実現が、全市をあげて全職員が取り組むべき重要課題であることを内外に明確にするとともに、あらゆる行政施策に人権尊重の視点を織り込むために施策の企画・運営システムを効果的に運用し、総合的・体系的な人権施策の積極的な推進を行う体制として、平成11(1999)年4月から市長を本部長とする全庁的な「大阪市人権施策推進本部」を設置しています。

同「推進本部」は、次のような役割を果たし、人権施策を総合的に推進します。

ア. 「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権啓発事業などを進め、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

注5

NGO(非政府組織)は、もともとは国際連合の経済社会理事会と協議資格などを持つ国際的市民団体のことでしたが、現在では広く市民団体全般を指します。特に国際的な課題に取り組む市民団体を指して、多く使われています。NPO(非営利組織)は、政府機関・企業ではない民間公益団体を指します。政府や企業では取り組みにくい、社会的に必要であり公共性を有する事業を行う社会組織として注目されています。わが国は、その活動を保証するため、平成10(1998)年3月に「特定非営利活動促進法(NPO法)を制定しました。

新たな人権行政推進のためのシステム

- イ. 全庁的に人権行政を推進するため、各分野の計画、施策全般にわたって、人権尊重の視点が貫かれるよう、関係部局から事業計画などについて意見聴取し、調整などを行います。
- ウ. 本市が取り組んできた人権教育・人権啓発や職員研修の取組を継続的かつ総合的に進めるために策定した「大阪市人権教育・啓発推進計画」に基づき、関係局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的・効果的な推進を図り全庁的な取組を進めます。
- エ. 新たに生じてくる人権問題などの課題に対して、迅速・適切な対応を図るよう関係部局に働きかけます。
- オ. 市民が人権問題について関心をもち、積極的な行動につなげていくために人権行政の現状などの理解が必要であり、各分野の施策の進捗状況などをチェックし、市民に公表します。

(2) 大阪市人権施策推進審議会

平成12(2000)年4月に施行した「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権尊重の社会づくりに関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行う「大阪市人権施策推進審議会」を設置しています。本市が人権行政を総合的・効果的に推進するため、幅広く市民の意見が反映されるように市民代表、学識経験者など各層から市長が審議会委員を委嘱しています。

3 市民参加の促進

(1) 市民公益活動(ボランティア・NPO)のインセンティブ(誘導策)の企画

ボランティア活動とは、個人がその自由意志に基づいて行う、自発的な社会活動です。本市における人権に関わるボランティア活動としては、福祉施設への送迎・施設内活動・食事サービス・点訳・手話・朗読・演劇など、また、高齢者を訪問しての相談・援助が行われています。

さらに、医療保健の分野での活動、青少年活動・生涯学習活動・文化活動・体育・レクリエーションの指導、通訳・ホームステイ・留学生里親などが行われています。

本市では、平成10(1998)年12月に「大阪市ボランティア情報センター」を開設するとともに、平成11(1999)年2月に「市民のボランティア活動支援指針」を策定し、市民のボランティア活動への支援施策を積極的に推進してきました。

一方、少子・高齢化、情報化、国際化など社会の成熟化に伴う新たな社会的課題の解決のために社会貢献活動を展開し、個別化多様化する市民ニーズに取り組むNPO(民間非営利組織)の存在が目されるようになり、国においても平成10(1998)年12月にNPOの自由で健全な活動を促進し、公益の増進を図ることを目的に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されました。

社会経済環境の変化に伴って、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、ボランティアやNPOなどの市民活動は、行政、企業とともに公共的課題に取り組むパートナーとしての役割が期待されています。

本市においては、個人によるボランティア活動から集団としてのNPOの活動までを含めた、市民公益活動

全般にわたり、行政と市民がともに協力して、まちづくりを行う基本として平成13(2001)年2月に「大阪市市民公益活動推進指針」を策定し、市民公益活動に対する支援と基盤整備について取組を進めてきました。

引き続き、ボランティアやNPOなどの市民活動団体と協働し、市民の社会活動への参加の促進を図り、人権尊重のまちづくりを進めるような事業の企画を行います。

(2) 市民ニーズの反映

ア. 各種相談のネットワーク化

市民が日常生活の中で直面する人権に関わる相談については、現在、本市が行っている法律相談、消費生活相談をはじめ、高齢者、障害のある人、女性など相談内容に応じた専門の窓口を開設してきており、さらに市民ニーズに応え、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などに対するいじめや虐待、財産侵害などの権利侵害についての相談、こころの健康に関する相談やスクールカウンセラーによる「いじめ」の相談窓口の開設など、その充実に努めています。

人権相談については、平成14(2002)年9月から区役所において窓口を開設しており、事案に応じて情報提供や専門相談機関に紹介・取次ぎを行うなどの具体的な対応を行っています。また、本市においては、「人権相談ネットワーク人権施策推進連絡会」及び「専門相談機関連絡会」を設置して、相談機関相互の連携に努めており、法務局や大阪府、弁護士会などでも人権相談窓口を設けています。

今後とも、これら相談機関との連携を進め

るとともに、国や府とも連携を図り、必要な機関への紹介など、さまざまな人権問題に対応する相談窓口の整備、体制の充実を図ります。

イ. 新たな相談ニーズへの対応

人権をとりまく社会情勢などを勘案しながら、さまざまな人権問題に対応する窓口・相談機能の活性化とともに、新たな人権問題への効果的な対応や啓発を推進する体制の充実、強化を図ります。

ウ. 「市民の声」を市政に反映させる仕組み

本市が行っている「市民の声」制度については、市民から寄せられる意見などについて担当部局と連絡調整を図り、的確に対応するシステムとして定着していますがますます高度化・多様化する市民ニーズを一層市政に反映していくことが重要です。

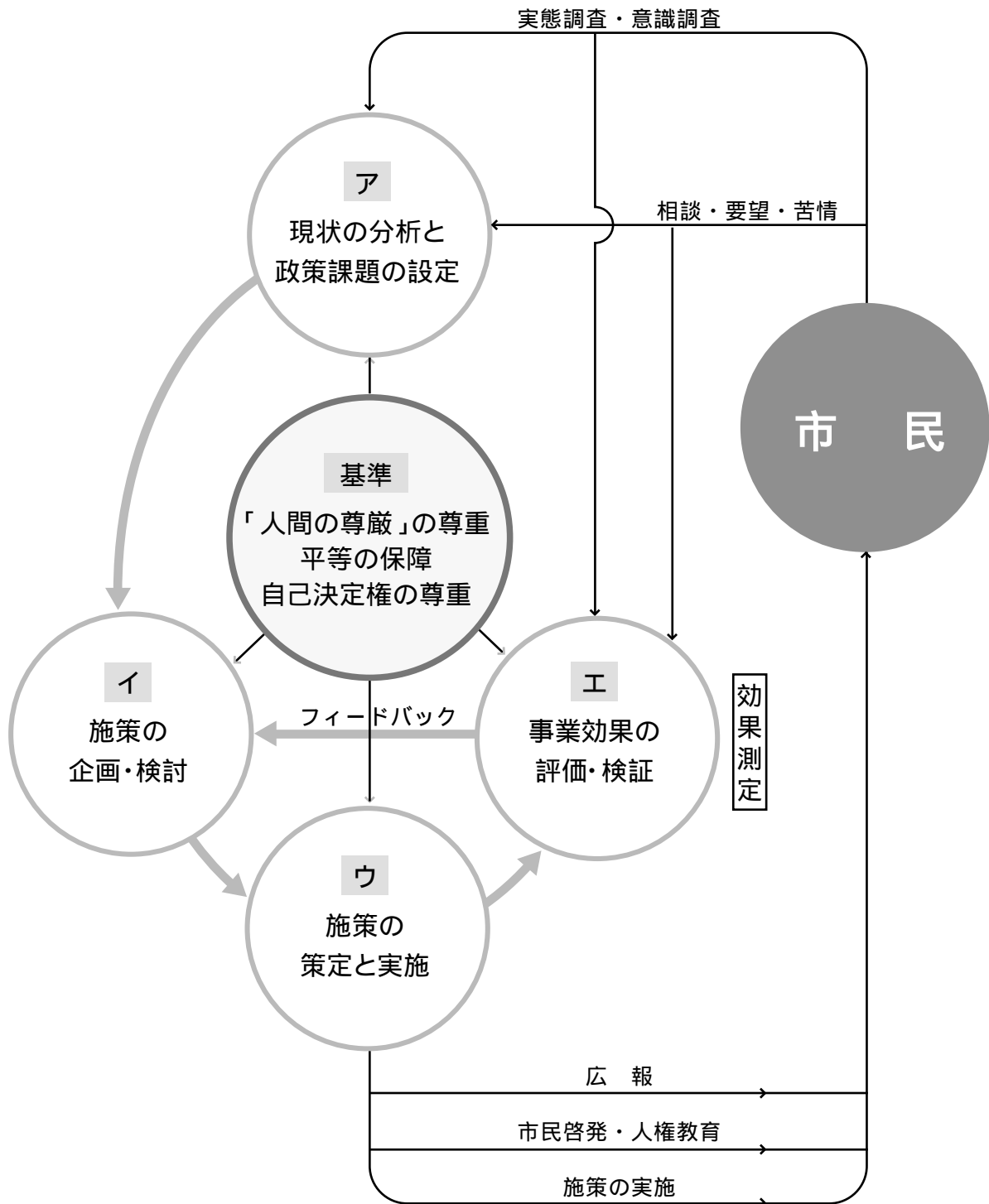
そのため、全市的な視点で「市民の声」から市民ニーズを的確に把握し、施策・事業への反映や現行の行政システムの改善を図る仕組みを活用し、市民ニーズをより一層市政に反映させる取組を進めます。

エ. 実態調査などの実施

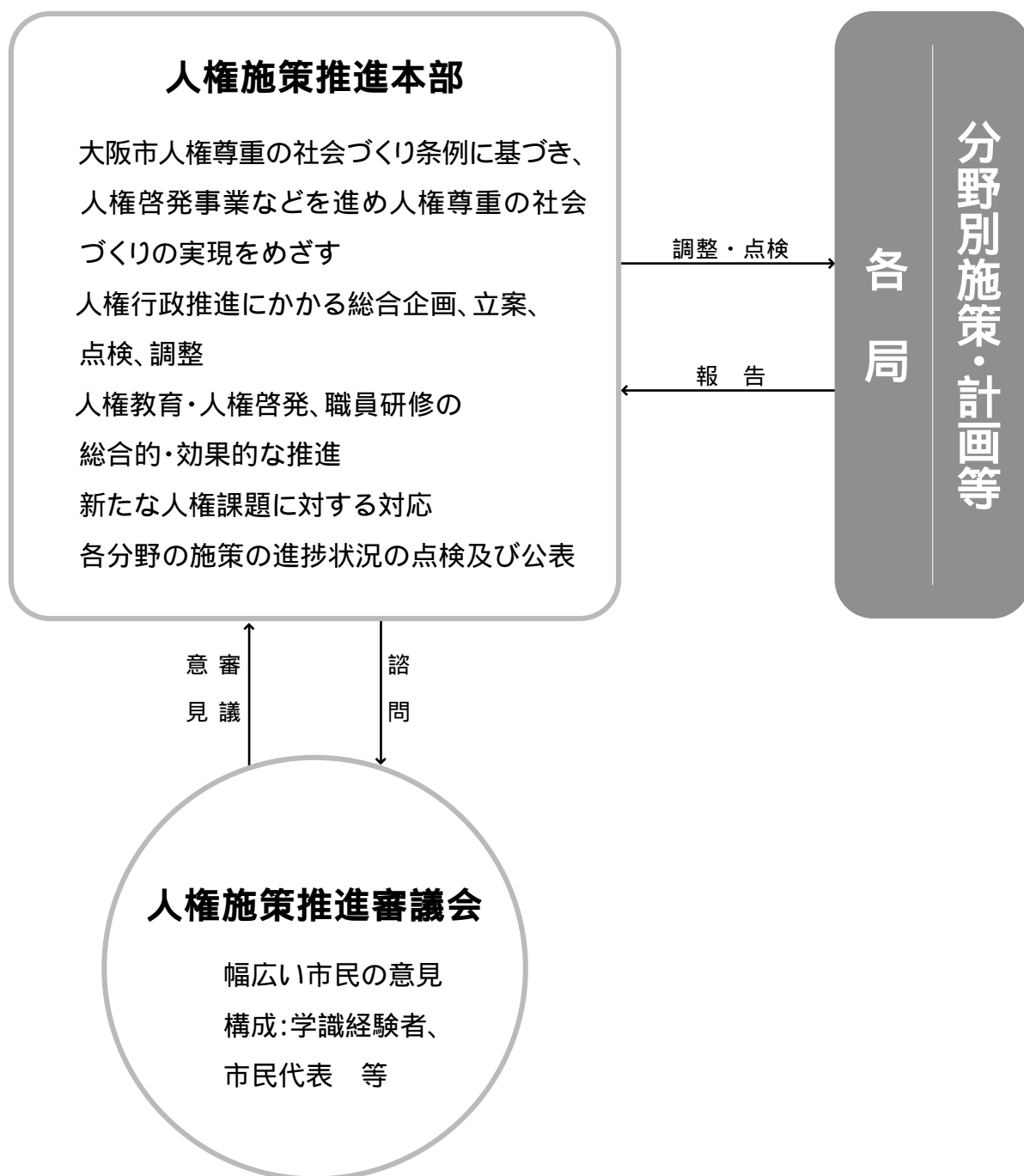
人権が尊重される社会の実現をめざす施策を企画・検討し、実施するためには、本市における人権啓発についての施策効果を把握するとともに、人権問題に関わる実態とそれを生み出している原因を的確に知る必要があります。また、時代の変化に対応した新たな市民ニーズに適切に応えていくことが重要となっています。

そのため、本市における人権問題、人権状況についての実態調査などを行います。

施策の企画・運営システム



人権行政推進のための体制



人権に関する主な法制度・計画等の動き

| 年 | 国 | 大阪府 | 大阪市 |
|-----------------|--|-----|---------------------------------|
| 平成9年 (1997) | 人権擁護施策推進法施行 | 3月 | 大阪市における今後の同和行政のあり方について(意見具申) 1月 |
| | 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正(5年延長) | 3月 | 大阪市国際化推進基本指針 2月 |
| | 男女雇用機会均等法改正 | 6月 | 大阪市高齢者保健福祉計画(改訂) 5月 |
| | アイヌ文化振興法施行 | 7月 | 大阪市地域防災計画 震災対策編 7月 |
| | 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画 | 7月 | 大阪市人権教育のための国連10年行動計画 8月 |
| 平成10年 (1998) | 障害者の雇用の促進等に関する法律施行 | 7月 | 大阪市人権問題研修基本方針 2月 |
| | 特定非営利活動促進法(NPO法)施行 | 12月 | 大阪市男女共同参画プラン 3月 |
| | | | 大阪市児童育成計画-なにわっ子すくすくプラン 3月 |
| | | | 大阪市外国籍住民施策基本指針 3月 |
| | | | 大阪市障害者支援プラン 4月 |
| 平成11年 (1999) | 育児・介護休業法改正施行 | 4月 | 市民のボランティア活動支援指針 2月 |
| | 男女共同参画社会基本法施行 | 6月 | 大阪市人権行政基本方針 4月 |
| | 人権擁護推進審議会答申(人権教育・啓発) | 7月 | 大阪市人権施策推進本部設置 4月 |
| | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律施行 | 11月 | 大阪市人権教育基本方針 8月 |
| 平成12年 (2000) | 雇用対策法一部改正施行 | 4月 | 大阪市介護保険事業計画 3月 |
| | 成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律施行 | 4月 | 大阪市保育計画(人権保育カリキュラム) 3月 |
| | 介護保険法施行 | 4月 | 大阪市人権尊重の社会づくり条例施行 4月 |
| | 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律制定 | 6月 | 大阪市人権施策推進審議会設置 4月 |
| | 交通バリアフリー法施行 | 11月 | 大阪市高齢者保健福祉計画 4月 |
| | 児童虐待の防止等に関する法律施行 | 11月 | 大阪市教育改革の基本方向 8月 |
| | ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 | 11月 | |
| | 犯罪被害者保護法施行 | 11月 | |
| | 男女共同参画基本計画策定 | 12月 | |
| | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 | 12月 | |

| 年 | 国 | 大阪市 |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 平成13年 (2001) | 人権擁護推進審議会答申(人権救済) | 5月 大阪市市民公益活動推進指針 2月 |
| | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行 | 6月 大阪市人権教育ための国連10年後期重点計画 3月 |
| | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)施行 | 10月 在日外国人教育基本方針 6月 |
| | 人権擁護推進審議会答申(人権擁護委員制度) | 12月 大阪市における今後の同和行政のあり方について意見具申) 10月 |
| 平成14年 (2002) | 人権教育・啓発に関する基本計画 | 3月 大阪市男女共同参画プラン(改訂) 2月 |
| | プロバイダー責任制限法施行 | 5月 大阪市教育改革プログラム 2月 |
| | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行 | 8月 養護教育基本方針 2月 |
| | 身体障害者補助犬法施行 | 10月 大阪市国際化推進基本指針(改定) 3月 |
| | 新障害者基本計画策定 | 12月 大阪市安全なまちづくり条例施行 4月 |
| | 重点施策実施5ヵ年計画(新障害者プラン)策定 | 12月 大阪市地球温暖化対策地域推進計画 8月 |
| | | 大阪市安全なまちづくり基本計画 12月 |
| 平成15年 (2003) | 特定非営利活動促進法改正施行 | 4月 大阪市男女共同参画推進条例施行 1月 |
| | 個人情報の保護に関する法律一部施行 | 5月 市営交通バリアフリー計画 2月 |
| | 次世代育成支援対策推進法施行 | 7月 第 期大阪市環境基本計画 2月 |
| | 心神喪失等の状態で重大な加害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律制定 | 7月 大阪市障害者支援計画 3月 |
| | | 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 3月 |
| | | 大阪市雇用施策推進プラン(基本計画) 7月 |
| 平成16年 (2004) | 障害者基本法改正施行 | 6月 大阪市障害者重点施策実施計画 1月 |
| | 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律施行 | 10月 大阪市外国籍住民施策基本指針(改定) 3月 |
| | 児童虐待の防止等に関する法律改正施行 | 12月 大阪市地域福祉計画 3月 |
| | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正施行 | 大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画 3月 |
| | | 東南海・南海地震防災対策推進計画 8月 |
| 平成17年 (2005) | 個人情報の保護に関する法律全面施行 | 4月 大阪市次世代育成支援行動計画 3月 |
| | 発達障害者支援法施行 | 4月 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画 3月 |
| | 犯罪被害者等基本法施行 | 4月 改正大阪市個人情報保護条例施行 4月 |
| | | 大阪市人権教育・啓発推進計画 4月 |

**「大阪市人権行政基本方針」の策定にあたり
ご意見、ご助言をいただいた方々。**

| | | |
|----|-----|------------------|
| 安藤 | 仁介 | 同志社大学法学部教授 |
| 崎山 | 耕作 | 大阪市立大学名誉教授 |
| 中川 | 喜代子 | 奈良教育大学名誉教授 |
| 松井 | 茂記 | 大阪大学大学院高等司法研究科教授 |
| 山本 | 登 | 大阪市立大学名誉教授 |

(敬称略、五十音順)



表示の紋様は、『世界人権宣言を尊重するもの』として国際連合が定めたもので、5本の炎は5大陸を表しています。

大阪市人権行政基本方針

編集・発行 平成11年4月

第2版 編集・発行 平成17年4月

大阪市市民局人権室

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL. (06) 6208-7618

ホームページアドレス...<http://www.city.osaka.jp/>

